

国営緊急農地再編整備事業「大雪東川地区」

地区説明会、意見と回答

国営緊急農地再編整備事業「大雪東川地区」促進期成会（高橋昭典会長）は、8月6日から町内5地区で「大雪東川地区」国営緊急農地再編整備事業の地権者、耕作者を対象として事業概要説明会を開きました。皆さまのご意見、ご質問と回答の内容をお知らせします。

4月から地区調査の事業をスタートした「大雪東川地区」国営緊急農地再編整備事業は、来年2月の地区概要決定に向けて、農事組合などの説明会を経て、耕作者の皆さまから事業参加の確認を進める予定です。問い合わせは事務局の大雪東川地区 推進センター ☎82-2111（内線150、151）。

◇受益面積

〔問い〕 この事業に参加しない地権者、耕作者がいる場合事業はどうなるか

〔答え〕 「農業者の年齢、耕作面積、経営形態がさまざまなか中、心配と不安がある。しかし次の世代のために全域にわたり事業を進めなければならぬ」。

〔答え〕

国営緊急農地再編整備事業要件として最低400ヘクタール以上の連なっており、かつ一定の区画が必要となります。従って全町一円での事業を進めるためには、全員同意が必要となります。粘り強く理解を得られるよう進めてまいります。

〔問い〕 年々耕作者が減っていく中、全域で基盤整備を実施する必要はあるのか。耕作者は借地も整備したいのか。

〔答え〕

年々農業者の高齢化により東川町でも農家戸数が減少しております。半面過去5年間で30人ほど若い農業後継者も増えています。将来に渡って持続的に東川農業を守り発展させるため、町内の耕作放棄地を解消させるために経営規模拡大を目的としたほ場の大型化は必須要件であり若い農業者からの強い要望を求めています。

◇標準区画

〔問い〕

「2・4ヘクタールの大きなほ場は必要か。5ヘクタール区画で4枚（1枚1・2畝）のほ場でも良いのではないか」。

〔答え〕

作業性、効率性を重視して出来るだけ大きな区画が必要と判断し、2・4ヘクタールの標準区画を考えております。経過的に現状の作業機械の性能など考慮し、当面簡易畦畔で区切ることも可能と思えます。

〔問い〕

「町内で異なる区画ほ場形成は可能か」「山間地域も2・4ヘクタールのほ場区画を進めるのか」。

〔答え〕

整備計画の中では、統一した区画が求められております。しかし例外として地形状況、現況を踏まえ、地区調査の中で一部地域に合った区画形成が設計されます。

〔問い〕 「パイプラインを行った場合水温は下がらないのか」。

〔答え〕

「幹線用水は現状を使用します。他地区の状況を確認したところ水温が下がることはない聞いています」。

〔問い〕

「パイプラインにした場合生活排水などはどうなるのか」。

〔答え〕

地区調査の中で用排水路の分離など検討を行い対応します。

〔問い〕

「客土、除れき工事はいつやるのか。客土はこのよう土を考えているのか」。

〔答え〕

整備事業と併せて客土、除れき工事を実施します。土壌調査を経て客土の土を決定します。

〔問い〕

「除れき作業は手上げ方式で出来ないのか」。

〔答え〕

整備工事は地区一帯で実施するため個別の要望に基づき対応は出来ません。

〔問い〕

「過去に実施した道営事業の暗きょ工事、用排水路工事などほ場の扱いはどうなるのか」「過去実施した道営事業で1ヘクタールのほ場整備をした所は、今回事業で整備出来ないと聞いたが現在の状況について教えてください」。

〔答え〕

過去に補助金で実施した暗きょ、



8月7日、第一地区コミュニティセンターで